

論文

# 解放教育の展望をめぐって

## ——中央理論委員会提言に寄せて——

森 実

### 一 はじめに

本稿は、一九九四年二月に開かれた部落解放研究所委員会で行った報告を下敷きとするものである。私に与えられた課題は、中央理論委員会の提言（以下、提言と略）にかかわる個人的な意見を述べることであった。本稿では、当日の報告とその後の議論をふまえて、私なりの考えを述べることにしたい。なお、私自身も中央理論委員会解放教育論部会の一員だったのだが、ここで述べる意見はまったく個人的なものであり、解放教育論部会としての見解ではないことをお断りしておきたい。

本稿の構成は次の通りである。まず、二で、部落解放

運動における第三期とは何かを私なりに論じたい。ここでは「補償から建設へ」ということばで、低位性論の克服、福祉国家論からの発展、ポランティアの位置づけといった課題に言及する。こうした解放運動全般にかかわる議論を土台に、三では教育における第三期を実現するために何が必要かを考えてみたい。なお、紙数の関係で中央理論委員会の提言内容については割愛せざるをえなかった。提言で何が語られているかについては、直接あたって下さるようお願いしたい。

### 二 解放運動における第三期とは何か

部落解放同盟が受益者集団化していないか、相互批判

はあるか、行政や企業への依存度が強すぎないかなど、提言には厳しい指摘が次々と紹介されている。全体として、これらの問題点を克服することなしに部落解放運動の今後の展望は切り開けないという危機意識が強くみられるといえよう。

ところが、では以上のことをふまえて第三期とは何かという点についてはどうかという点、提言はこの点で必ずしも歯切れがよくない。第三期の創造に向けての五つのスローガンとしてあげられているのは、解放が目的・事業は手段、運動と事業の分離、個人給付の見直し、部落の中から外へ、世界の水平運動に完全解放の展望を見出す、といったことがらである。私の知るかぎり、これらはいずれも遅くとも一九八五年ごろまでには言われていた課題ばかりで、それだけではことさら「第三期」というほどの新鮮味がない。

では、どのような意味で第三期なのかといえば、びつたりだと私に思えたのは「補償から建設へ」といういい方である。糾弾闘争を中心とする第一期の解放運動は、部落差別による精神的な負担や心の傷に対する補償を求めるものであった。第二期の行政闘争は、部落差別による物質的な面での補償を求めるものだったというわけである。これまでの二つの時期の運動によって「差別の結

果」に対するある程度の補償が実現した。もちろんまだまだ残された部分も大きいわけだが、第三期に踏み込むための条件はある程度整ったと見る。すなわち、「差別の結果」に対するとりくみの段階から、「差別の原因」に対するとりくみの段階へと踏み込む条件が整ったということである。一歩進んで差別の根底にあつてそれを支えてきた制度そのものを組み替えていき、逆に差別をなくすことにつながるものをたくさん創造してそれらで世の中を埋めつくそうとする時期なのである。

提言には出てこないが、「補償から建設へ」といういい方は、中央理論委員会の議論の中で聞いた意見である。さきに指摘されているような問題点や課題は、新しい目標を設定し、新しい課題意識を人びとの間に培わなければ克服が難しいのではないかと思われる。その意味で、この「補償から建設へ」というスローガンは、もつと広められてよいように思える。

「補償から建設へ」という考え方でこれまでの論理を批判的に克服できる手掛かりが得られるように思う。ここでは、低位性論の克服、福祉国家論からの発展、ボランティアの位置づけという三つの角度から論じてみることにしたい。いずれも問題意識に過ぎないが、問題提起ということでお許し願いたい。

## 1 低位性論から関係性論へ

「補償から建設へ」という発想は、低位性論を越えようとすることにつながる。低位性論はしばしば行政闘争と結び付けてとらえられてきた。しかし両者は直接にイコールで結ばれているわけではない。行政闘争がもつぱら「補償」という観点でとりくまれるとき、はじめて低位性論が前面に出てくることになる。したがって、低位性論は行政闘争の論理とは独自の課題として整理する必要がある。

差別によってこうむった被害の補償という考え方にたつてみると、部落外に水準をあわせるという発想に流れてしまいがちになる。解放運動はけつしてそのようなことを求めていたわけではなく、少なくとも理念的には部落差別を存続させている社会のトータルな変革を追求していたはずである。けれども行政に対して要求する際のスタンスは、とかく補償の要求にとどまっていたのではないだろうか。

補償という考え方にたつていたために、「差別の結果」としての低位性を示すことに力が注がれ、住宅・教育・就労・所得などを部落外の水準にいかにか近付けるのかということが問題とされてきた。この迫り方は大きな力を

発揮したし、それはそれとして正しかった。しかし同時に問題点も含んでいた。行政は、社会全体を変えたいというよりも「同和地区にだけ手厚くすればよい」という対策的発想を強めることになりやすい。部落外の市民に対してはとりたてて何もせず、「差別しない」ことを求めるにとどまりがちになる。

「補償」にかえて「建設」を旗印とすることによって、「差別をなくすためには今の社会には存在しない何かを創りださなければならぬのだ」ということがはつきりしてくるのではないだろうか。そして、何かを創り出すという方向が明確に出されれば、低位性論とは異なる論理で運動が組み立てられるようになりはしないだろうか。行政闘争にあたって、格差をなくすこと（だけ）が中心的目标ではなくなるから、差別をなくすために何が必要かをめぐる議論が改めて展開されることになる。

いや、「差別をなくす」といういい方をすれば、それだけで従来の論理に絡めとられてしまいそうだ。それよりも、「豊かな関係をつくる」という方向で考えたい。「差別をなくす」ためという場合、消極的に考えれば、差別する人と差別される人が出会わなければよいのだから、部落（問題）を避けるという結果になってしまいかねない。ところが、両者が出会わないような状況はひどい差

別の事態である。この路線をとらないとすれば、どうしても出会いかたやつきあいかた、総じて部落内外の関係のありかたを問題にせざるをえない。それで、「差別をなくす」というよりも「部落内外の豊かな関係をつくるにはどうすればよいのか」といった方が、いいたいことは正確に伝わりそうに思えるのだ。

こう考えていけば、正解が一つでないこともおのずとはつきりしてこよう。そもそも関係そのものがきわめて多様でありうる。関係が生まれる場所は、職場なのか学校なのか、近隣なのか、それとも趣味のグループなのか、お互いの権力的立場や役割からみたときの関係のありかたは、同僚どうしなのか上司と部下なのか、それとも同級生どうしなのか教師と生徒なのか。関係の距離という点では、親友や恋人どうしなど親密な関係なのか、それとも「袖すりあうも……」という程度の疎遠な関係なのか、さらには敵対的な関係なのか。これらが当事者どうしの個性やその他さまざまな偶然を通して表れてくる。このようなもともと多様な関係のありかたをどう変えれば豊かな関係につながるのかを考えるのだから、答えは多様にならざるをえない。少なくとも、出会いを避けていたのでは、答えの出できようがない。差別の現実を見ているだけでも不十分である。新しい何かを創りだすア

アイデアや工夫が不可欠である。そうして編み出された、関係を豊かにするための手立てがたくさん試され、それらに共通する原則や具体的なかたちが整理されなければならぬ。

低位性論を克服するとは、一つには、このような発想の転換を意味するのではないだろうか。

## 2 福祉国家から非営利組織へ

行政闘争論の理論的基盤となってきたのは、福祉国家論であったといえよう。こう述べると反論が返ってきうだけれども、主張として方針などにそう述べられていたかどうかはともかく、実質的には福祉国家論的な考え方がその基盤にあったといえるのではないだろうか。

いま少し正確に述べると、次のようになる。福祉国家論とは、諸利益集団の要求を政府が受けとめ、生活の困難や社会問題などを所得の再配分によって解決もしくは無化しようとする考え方である。部落解放同盟もここでいう利益集団の一つに位置づけられる。保守勢力による福祉国家論の狙いの一つは、体制変革的な立場をとりかねない諸利益集団を体制内化することであった。

福祉国家論に対しては、マルクス主義の立場からの批判があった。失業もなく社会福祉の行き届いた社会主義

体制が発展するもつて、国家独占資本主義は自らの延命のために福祉国家を標榜せざるをえない。しかし、それは資本主義社会では実現しえない。これが、当時のマルクス主義的な立場からの主張だったように思う。私の知るかぎり、マルクス主義の立場から行政闘争を支持する人びとは、行政闘争を徹底することによって、社会主義の必要性がいよいよ明らかになるのだという考え方にたっていた。

大衆運動として当然のことであるが、運動全体でいえばこのようなマルクス主義の立場が必ずしも支配していたわけではない。「理論家」の間で福祉国家論を全否定的に批判することはあっても、福祉国家論自身の改善をめぐってそのどの部分が問題なのかを具体的に論じることが少なかつたのではないだろうか。一方で「運動家」の間ではことさら福祉国家論の是非はあまり論じられず、成果をあげることに第一の目標が置かれた。要するに、総論としては福祉国家論的枠組みに反対しながら、各論としては批判をあまりせず、結果的に福祉国家論を承認することになっていったのではないか。初期には高度経済成長が進むもつて、その後は同和対策事業特別措置法をてこととして、行政闘争によって成果があまりやすかつたせいもあつてか、福祉国家論や福祉政策のありかたその

ものを検討する姿勢は解放運動全体として弱かつたように思う。

これは、けつして日本の部落解放運動にのみ表れた傾向ではない。一九六〇年代は、いわゆる先進国での経済成長を背景に、日本に限らず世界的に福祉国家への期待が高まつた時期であり、差別問題をめぐつてもこの時期に各国で政府による新しいとりくみが始められている。教育においては、マイノリティの子どもたちの学力を引き上げようとして始められた補償教育と呼ばれた政策がその典型である。新しいとりくみが始まつたというだけでなく、行政の責任が問われ行政主体の事業として行われたことも日本における同和行政と共通した特徴だといえよう。

このような時期にあつて行政の責任を追及するという運動スタイルは、とくに同和行政にかかわつて、ともするとすべてを行政にやらせる傾向へと向かつていった。同じ発想は、『部落地名総鑑』以後、企業に対しても社会的責任を追及するというかたちで適用されている。この論理は、かなり大きな成果をあげてきた。

しかし、八〇年代以降、福祉国家論的な考え方に見直しが求められるようになった。欧米や日本で、いわゆる新保守主義の台頭によって、行政が担つてきた役割の見

直しが進められた。行政による規制や給付などが市場原理の機能を弱めてしまい、政府への依存心を強めるなど、社会全体の活力をなくしていったのだと語られた。また、強力な利益集団を形成できた集団には多くの給付が与えられるが、利益集団を形成できなかった集団には給付が過小になるなど、新たな社会問題を産み出したといわれた。また、こうして生まれる集団間の反目は、福祉国家論に内在していた支配の論理だともいうことができるが、反目が大きくなりすぎて、この効果そのものもマイナスに作用する状況が生まれてきた。そこで、福祉国家論の見直しが必要になってきた。

これが日本では臨調行革路線として登場した。大胆な民営化や福祉の見直しが行われ、福祉の切り捨てを埋め合わせるために日本では女性に負担を強いめるという政策が出された。こうした福祉や人権を切り捨てる動きに対して反対の声が上がったことは周知の通りである。

問題は、「この時期の福祉国家論見直し＝新保守主義」というスタンスだけで批判してよいのかということである。理論的には、福祉多元主義の登場をどう評価するかという問題である。福祉多元主義とは、福祉事業を担うセクターを行政部門・非営利組織部門・インフォーマル（家庭や地域）部門・営利部門の四つに分け、相互

の新たな分担のしかたを構想しようとするものである。それ以前の福祉論は、これら四つの部門のうち行政部門にもつばら依存するかたちで展開されていたが、それが予算を投じても成功しなかったことから、新しい構想が模索された。こうして登場したのが福祉多元主義である。

多元主義的考え方の中で新保守主義が注目したのは、四部門のうちインフォーマル部門と営利部門だった。しかし、とくに日本のような社会では従来からインフォーマル部門、とりわけ家庭への依存度が高く、これ以上依存度を高めることが可能なか、政府関係の文書でさえ疑問視しているところである。また、どこの国であれ営利部門に依存していたのでは、所得しだいで、受けられるサービスに不平等が生じる。今後とるべき方向については論者により多様な意見があるようだが、全体としては、伝統的な地域や家庭に依存するのではなく、現代的な非営利のボランティア組織などによって市民の積極性も生かしながら福祉事業を展開すべきだという考え方が強まったということができそうである。

じつさい、アメリカ合衆国などでは、確かにこの時期に一方で福祉が切り捨てられたのであるが、他方で紆余曲折を経ながらも非営利組織が社会的にいっそう大きく位置づけられるようになった。ドフラッカーは、「非営利組

織の経営』（ダイヤモンド社、一九九一年）という著作の序文のなかで「企業は、財やサービスを提供する。政府は統制する。……非営利機関は人間変革機関である」と述べて、非営利組織を社会に位置づけることは今後不可欠な方向だと主張している。アメリカでは、非営利組織（NPO）に対する行政的な支援体制も法律的に整備されてきている。諸利益集団を圧力団体としてだけ位置づけるのではなく、他の部門と連携して新しい社会を建設していく一翼を担う勢力とすることが期待されているのである。新保守主義とは異なる方向性がここには反映している。

日本では、このような方向が打ち出されないうまま「切り捨て反対」ばかりが主張されるために、今後が見えにくくなっているのではないだろうか。政府や行政がすべてを保障すべきだという発想のもとに組み立てられた政策は、六〇年代から七〇年代の試みを通して成功しなかったといわざるをえない。そこから一歩前進して、市民の力をいかたちで生かす方向性を探るべき時期にきている。そのような方向をも含めて福祉国家論だといえないが、ここでは福祉国家論からの転換と切り切ったほうが次が見えてきやすいように思う。

同和対策事業についても、このような発想の転換が求

められているのだといえよう。運動と事業の分離ということで提唱されている同和対策事業促進協議会の設置などは、アメリカにおけるNPOの考え方の一部とまったくといってよいほど同じである。他の面にもその発想を広げていき、幅広く市民全般を対象に新しい事業や組織活動のありかたを構想してみようだろうか。

部落問題をめぐって現在みられる困難の一端は、「責任を追及する」という路線の限界によってもたらされているように思える。責任を追及することによって、たしかに行政や企業などの大きな組織はなんらかのとりくみを始める。けれども、責任の追及を原点として出発した部落外の組織による運動や施策は、いつまでも受け身の論理にとどまりがちである。責任を追及する側とされる側との間では、される側はいつまでもある意味で「弱い」立場である。この「弱い」立場というのが曲者で、じつは福祉国家が利益集団を取り込む手段でもある。対等な関係への移行がどのように実現するかをはっきりさせなければ、この点に関する変化が生まれにくい。

さらに、とりたてて特別な社会的責任をもつわけでない個人にとつて、「責任の追及」という論理はとりくみを始めるきっかけになりにくい。「差別したいわけではないが、差別してしまうかもしれない」と思っている人にと

つて、責任追及型の運動は「危うきに近寄らず」の対象とされてしまいかねないということである。しかも、利益集団を給付事業によって分断するという戦略がここに重なる。責任追及以外の論理を基本にすえて、自発性に依拠しつつ展開できるような論理を組み立てなければ、「お付き合い」の運動や、部落問題を忌避する傾向はいつまでもそのままである。「逆差別」論もここに位置づく。もしも非営利組織を位置づけるならば、そこに集う人びとはなんらかの自発性をもってかかわってくるのであり、その自発性に依拠してしか活動は進まない。公務員や教師、企業人といった肩書きにもとづいて行動することを求められる人びとと異なつて、市民による非営利なグループや団体が、これからの運動に重要な役割を演じるようになるのではないか。

だとすれば、「直接の当事者」でない人がかかわり始めるというのはどういふことなのか。つまりボランティアとは何か、それは解放運動にどう位置付けていたか。こうした問題を検討することが重要になってくる。そこで、次にボランティアの位置づけに話を進めることにしたい。

る福祉——』（ミネルヴァ書房、一九八一年）によると、ボランティアとは、辞書的には「志願兵」「奉仕者」などと訳され、「自発的に自らすすんで社会的な問題の解決のために活動（運動）を志す人」のことであり、「孤独や病気や障害など苦難や不条理のある世界にある人に対し、なんらかの手をさしのべ、またその人たちとともに問題を解決しようとする人です。またさまざまな社会的危機に身を挺して立ち向かい、それを住民（市民）に知らせ、時には問題解決のために人びとを組織し、運動化し、また必要とあらば、自分の財までも投じて行動する人」（同二四～二五頁）のことだとされている。さらにボランティアリズムについては、「必要とあらば国家や行政に協力するが、また国家権力や特定の勢力が反人権的、反福祉的な方向をとる時には、そうした力をも恐れずに批判していかうとしていく個の論理、自立の論理、民衆の論理に立つ思想」（同二六頁）と説明されている。

これだけを読んでいると、部落解放同盟に連帯して活動する部落外の間人はすべてボランティアだということになり、取り立てて否定されるべきことではないはずである。それにもかかわらず否定的に評価されてきたのは、一つには、とくに福祉などの領域でさきに述べた行政の責任放棄を助けるという理由からであり、いま一つには、

### 3 行政からボランティアへ

行政闘争の論理に、ボランティアはそれほど積極的なものとして位置づけられてこなかったように思う。むしろ、行政責任という考え方と、部落出身者への仕事保障という考え方が結びついて、ボランティアを否定する方向へ向かっていたのではないだろうか。子ども会の指導員を公務員とする制度がその典型である。福祉国家論的発想に根差した行政闘争の論理においては、ボランティアとは行政の責任放棄の結果産みだされるものに他ならないのである。

けれども、すでに見てきたように、福祉国家には利益集団を分断していくことが位置づけられているのであり、強い利益集団に対しては利益配分を厚く行い、弱い集団を切り捨てることによって、支配を円滑に進めることを助ける程度の反目を人びとの間に産み出すことがある程度もくろまれていた。利益誘導によって分断を進めることが重視されているなかでは、ボランティアを否定する考え方が部落の内と外を切り離すことに貢献してしまう。福祉国家論の見直しとも関連して、この点についての整理が求められているように思う。

大阪ボランティア協会編の『ボランティア——参加す

当事者でない者がなぜとりくむのか、その行為は同情にもとづく偽善ではないのか、という疑問からである。

福祉国家論の立場から安上がりに福祉国家を実現しようとするれば、ボランティアを活用することになるだろう。そこではボランティアがとりくむようになる必然性などとりたてて問題にはならない。したがって、この二つのボランティア批判は、福祉国家論のもとのボランティアに対する批判としてはある程度あたってはいる。この批判をのり越えることがボランティア関係者に求められてきたのだといわざるをえない。

ボランティアにとりくむ人びとの間でもこの二つの問題は意識されており、反批判の論理が組み立てられている。

前者の問題について先の大阪ボランティア協会編の本では、次のように述べている。「未分化であった『民間救済型』のボランティアリズムが国家責任の明確化を背景に『制度および専門職』と『ボランティア活動』に分化していくことになるのです。今日のボランティア活動は、行政や専門従事者ができない領域か、してはならない領域か、していない未開発の領域に一市民として自発的にかかわる活動だといえます」（同書、一九頁、……）このような考え方から同書においては、行政主導によるボランティア

アではなく民間主導行政支援によるボランティアが望ましいとされている。すでに述べたように、この点に関しては、その後社会福祉論者の間でさらに理論的に発展させられている。

この点に新鮮な論理を持ち込んだのは、金子郁容氏の『ボランティアもう一つの情報社会』(岩波新書、一九九二年)であった。自ら矛盾の中に身をおくことよってひ弱く傷つきやすい(バルネラブルな)状態に自分を追い込み、そうすることによって新しい魅力ある関係性を産みだしたり、新しい自分を発見したり、新しい情報を発する存在になっていく。これこそが情報化社会におけるボランティアの積極的意味だというのである。同書の魅力は、個人と社会にとつてのボランティアの意義を謳い上げた点にある。けれども行政との関係ではじゅうぶん論じられておらず、この点についてはさきの大阪ボランティア協会の編書の方が整理されているようだ。

すでに紹介したP・F・ドラッカーの『非営利組織の経営』(ダイヤモンド社、一九九一年)は、右にあげたような問題意識の延長上に、ボランティアを組織する非営利組織の経営のありかたについて、豊富に具体例をあげつつ論じている本である。NGO関係者のあいだではバリエーション的な位置を占めていてもいわれている。

とにしたい。焦点をあてたいのは、「補償から建設へ」という発想の転換が教育運動において何を意味するのかということである。

低位性論から関係性論へ、福祉国家から非営利組織へ、行政からボランティアへという三つの論点は、そのまま教育にも当てはまる。

高校や大学への進学率に格差が見られるのは周知の通りであり、教育達成格差の解消は、現在もなお重要な課題である。しかし、重要な課題であると考えるところ、低位性論を軸に論理を組み立てるところとは別であろう。ここで検討したいのは、まず教育達成が低位にある状態の克服をもつばら教育行政や学校の任務にしようとする発想であり、また、関係性論的な発想を積極的に教育に位置づけていく必要性についてである。

教育達成の格差解消に向けて、従来より積極的なとりくみが重ねられてきた。忘れてならないのは、そのとりくみがたんに格差を解消すればよいという発想で進められてきたわけではないということである。この点が、最もわかりやすいのは識字運動である。読み書きできない人が読み書きできるようになるということだけをめざすのではなく、自らの生いたちや生活をふりかえって、そこにどのような差別があったのかをとらえかえし、それ

これらの議論によって二つの批判につながる問題がすべて解決するというわけではない。むしろ問題が拡散する恐れもある。実際、近年日本政府はさかんにボランティアを奨励しており、安易にボランティアを推奨するだけでは利用されかねない。けれども、これらを手掛かりにボランティアが同和行政論や解放運動論に位置づけられてはじめて、差別——被差別の二項対立や、排外主義をめぐる問題なども整理していけるのではないだろうか。

### 三 教育における「補償から建設へ」

解放教育論部会の提言においても、進学率格差や部落外に見られる忌避感など、九点にわたって問題点が指摘されている。解放運動そのものの問題点と課題とも重ね合わせてみると、従来からの解放教育論の弱さをかなり反映しているというべきなのではないか。この機会に、各自が感じ、考えてきた解放教育論の弱さを出し合って、今後に資するよう努めることが求められている。

私はこれまでも別稿でいくつかの観点からそのような問題提起をしようとしてきたが、ここで従来述べてきたこととの重複を避けながら改めていくつか提案するこ

を綴るなかで解放の自覚を身に付けていくことが大切にされてきた。

ところが、その識字運動でさえ、識字を通して部落内外のつながりを豊かにするという視点はじゅうぶん展開されてこなかった。読み書きできない人を産み出してきたのは学校教育の責任とされ、識字学級の講師は学校教員がするべきものとされてきた。この基本的考え方そのものに問題はないと思うが、それ一辺倒になってしまったためか、周辺住民が参加するスタイルが追求された例は多くない。たとえば識字にかかわるボランティアの組織が自治体ごとに形成され、そこから識字講師が派遣されて来ることになれば、識字を通じた部落内外の関係づくりはいっそう広がるかもしれない。

学校教育においても同じである。「解放の学力」という目標が設定され、その目標にむけて実践が重ねられてきた点では、識字と同様、低位性論にばかり捕らわれてきたわけではない。しかし、ここでも部落の子どもたちへの学力保障は基本的に学校の責任とされ、教員の加配や教師による自主編成などが求められてきた。ここでの問題は、同和対策事業の論理と学校教育の論理が整理されないまま進められてきたために生じてきた。部落の子どもたちだけ教師が放課後に教えに行ったり、学校の中で

部落の子どもたちだけ抽出促進や入り込み促進の対象とされてきたところでは、部落外の子どもたちから「なぜ？」という素朴な疑問がしばしば出されてきた。学年が高ければ説明することもできるが、小学校の低学年の部落外の子どもたちにもそのような説明はむずかしい。各地ですで行われているように、同和对策事業の論理を教育活動の論理に翻訳して実施にあたる必要があると思う。同和对策事業だけの論理では部落の子どもだけを対象にすることになりやすいが、学校教育の論理では勉強に「つまづいて」いる子どもすべてを対象とすることになる。諸条件に配慮しながら、両方の論理を調整するという点である。実際には部落以外の子どもにも枠を広げている学校が少なくないが、論理としてその理由が「じゅうぶん整理されてこなかったのでは」ないだろうか。これは、いいかえれば部落内外での対等で豊かな関係づくりを優先させながら部落の子どもたちの低位性克服を実現しようとするということである。

また、学力保障にあたって学校以外の機関が何をできるのかをいっそう追求すべきである。福祉国家論が所得の再配分という方向で努力したにもかかわらず結局成功しなかったのと同じように、学力保障も学校依存型では結局じゅうぶんには成功してこなかった。諸外国の例を

ない。

以上のことは部落解放運動全体に必要とされる変化を教育に照らした場合、どのような示しただけである。教育にあつては、これらはいくまで外枠にすぎない。教育は行政サービスの中でも、人間の変革ということとがそれ自身のなかに位置づけられているという点に特徴がある。そのため、「補償から建設へ」という第三期への変化も、右のようなことにとどまらない。この変化を「解放の学力」にかかわらせて述べる必要があると感じているが、すでに紙数もつきているので別な機会に譲りたい。他の拙稿とあわせて読んでいただければ、意図するところはくんでいただけるものと思う。

#### 四 おわりに

福祉国家論自身に人権保障の流れとそれを押しとどめようとする流れが合流していたのと同様に、福祉国家論の見直しのなかにも両方の流れが混在している。人権が世界的流れだということは指摘されて久しいが、同時に民族紛争や利害対立も顕著になってきている。この状況をのり越えていくためには、人権尊重を唱えるだけでなく、人権を尊重するとは具体的にどうすることなのかを

見てもこの点は同様で、家庭への働きかけや保護者組織との連携を進展させたところだけが見るべき成果をあげているといわれている。消極的な意味でも積極的な意味でも、学力保障のとりくみは学校依存型から脱皮する必要がある。具体的に何がどれほど可能なかはまだ分からないが、インフォーマル部門（家庭・地域）や非営利部門、営利部門の可能性を試していくべきである。もちろん、安易に営利部門に依存すれば、かえって問題を広げるであろうことを指摘しておかなければならない。

さらに、ボランティアを学校にどう位置づけるかという点も、今後具体的に検討するべきであろう。日本の学校はもともボランティアをほとんど位置づけてこなかったが、解放教育では公教育の責任が他にもまして重視されてきたため、いっそうその傾向が強かったように思われる。

このような変化を導入すれば、学校は一時的に混乱するかもしれない。学校にとつてはむしろ教師だけで実践しているほうがやりやすい場合の方が多いであろう。けれども、解放教育にあつても、すでに聞き取りやフィールドワークというかたちでは学校外の人びとの助けが位置づけられてきたはずである。ここでの提案は、それをいっそう組織的かつ幅広く導入しようということにすぎ

構想していかなければならない。国内においてもそれができなければ、紛争にならない程度の反目を再生産しようとする勢力にヘゲモニーをにぎられてしまうだろう。

部落問題や解放運動がそのいずれに加担することになるかが問われている。中央理論委員会の指摘の多くは、このような福祉国家論にかかわる文脈に位置づけられるように思える。

専門からはずれるにもかかわらず、福祉国家論やボランティアについて論じる結果になってしまった。管見する限りこのような枠組みで同和事業を論じた論稿が見当たらなかつたからである。同和事業について論じる場合、一般対策への移行などが語られている割には、移行する先の福祉などの政策が全体としてどう変化してきたかが議論されていないのではないだろうか。福祉の領域に限らず、教育はもちろん、労働や産業などについても、現在は部落問題をめぐる議論を広い枠組みのなかに位置づけなおすべき時期なのだと思う。教育をめぐってこうした問題を検討する必要性を感じてきたからこそトライしてみたのだが、なにごん専門外のにわか勉強なので、とんでもない誤りが含まれているかもしれない。ぜひご指摘やご批判をお願いしたい。

注

七二〇頁を参照。

- (1) 以下、福祉国家論についての記述は、主として次の文献を参考にしている。ただし、主張をすべて受け入れて書いているわけではない。Norman Johnson, 1987. *The welfare State in Transition: The Theory and Practice of welfare Pluralism*. Harvester Wheatsheaf. (マン・ジョンソン著、青木郁夫・山本隆訳「福祉国家のゆくえ——福祉多元主義の諸問題——」法律文化社、一九九三年)、足立正樹編「増補・福祉国家の歴史と展望」(法律文化社、一九九〇年)。
- (2) 介護対策検討会「介護対策検討会報告書」一九八九年。この検討会は、厚生事務次官の懇談会として設置されたものである。
- (3) 佐藤一子「アメリカにおける市民文化活動とNPO(非営利法人)——文化の多様性と市民的公共性の追求——」(日本社会教育学会第四〇回研究大会(東京都立大学で開催)報告、一九九三年)、柏木宏著「企業経営と人権——アメリカに学ぶ社会貢献とNPO——」(解放出版社、一九九三年)などによる。
- (4) たとえば、厚生省編「厚生白書 平成三年版 広がりゆく福祉の担い手たち——活発化する民間サービスと社会活動参加——」(きょうせい、一九九二年)のとくに
- (5) 藤田啓一著「同和はこわい考——地対協を批判する——」(あうん双書、一九八七年)。
- (6) OECD, 1971. *Strategies of Compensation*. (OECD編、森隆夫訳「生涯教育政策——リカレント教育・代償教育政策——」(きょうせい、一九七四年)。
- (7) 拙稿「保育・教育に何が必要とされているのか——学力調査とユネスコ人権教育からの問題提起——」(部落解放研究「第九二号、一九九三年六月、一九〇三七頁所収)、および拙著「教室の人権教育」何が実践課題か(明治図書、一九九三年)。